

令和3年度

第6回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和3年8月20日（金）午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦
13)臼井 正 14)中山 喜作 15)岸本 光
(7)西嶋 芳幸 (8)神田 俊平 (9)藤川 和義
5. 議事録署名委員 13)臼井 正 14)中山 喜作
6. 現地確認 1)井上 弘 15)岸本 光
(7)西嶋 芳幸 (8)神田 俊平 (9)藤川 和義
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第31号議案	農地法第3条の規定による許可について	2件
第32号議案	農地法第5条の規定による許可について	1件
第33号議案	非農地証明願いの承認について	6件
第34号議案	青年等就農計画に関する意見について	1件
第35号議案	農用地利用集積計画の決定について	6件
 - 5) 報 告

報告第13号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	2件
報告第14号	農地法施行規則第53条の届出について	1件
報告第15号	農地の貸借の合意解約通知について	2件
 - 6) その他
 - 7) 閉 会

局 長

ただいまから、令和3年度第6回加東市農業委員会総会8月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は15名のうち現在14名でございます。谷口委員が5分ほど遅れると連絡を頂いておりますので、谷口委員が到着すれば15名ということで過半数に達しておりますので、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことをご報告いたします。

本日出席の農地利用最適化推進委員は、西嶋委員、神田委員、藤川委員でございます。

それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長

～國井会長あいさつ～

議 長

ただいまから、令和3年度第6回8月定例会を開催いたします。

本日、現地調査をしていただきました、井上委員、岸本委員、西嶋推進委員、神田推進委員、藤川推進委員、本当にありがとうございました。のちほど報告をよろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員に13番の臼井委員と14番の中山委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第31号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局

～第31号議案を朗読～

議 長

続きまして、内容説明をお願いします。

事務局

番号1、資料P1～P3に譲受人の耕作地位置図、P2に申請地位置図をつけております。

申請地は、何十年も前に口約束で譲り受け、その後ずっと譲受人が耕作してこられました。正式な手続きをされていなかったため、この度、申請されました。譲受人は、必要な機械類も備えてあり、農地も適正に管理されています。

番号2、資料P4に申請地と譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は、農地を相続されましたが農業経験もなく耕作できないため、売却先を探しておられたところ、地元の農家である譲受人が購入することで話がまとまり申請されました。譲受人は、必要な機械類も備えてあり、農地も適正に管理されています。

以上2件の申請につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

この農地法第3条第2項といたしますが、不許可になる場合のことについて列挙されているのですが、項目としては、農業をきちんと行っていない、耕作放棄地や違反転用地があるとか、下限面積が加東市の場合は3反ですが、3反に足りていないといった要件に該当する場合は許可できませんということが書いてあります。この要件は今回の件につきましては該当していないので、適正な譲受人になると考えております。

以上で、第31号議案の説明とさせていただきます。

議長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議長 意見がないようですので、採決いたします。
第31号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて第31号議案については、原案のとおり許可することとします。
続きまして、第32号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第32号議案を朗読～

議長 この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員、報告をよろしく願いいたします。

現地調査委員 農地法第5条の現地調査の結果を報告します。
第32号議案、番号1の〇〇は、〇〇の北東約300mにあり、現場は田でありました。

以上、報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして内容説明をお願いします。

事務局 番号1、資料P5に申請地位置図、P6に土地利用計画図、P7に地区同意書、P8に疎明書をつけております。
譲受人は、太陽光発電設備の施工や自社設備による売電を行っている法人で、〇〇でも複数の事業地を運営していますが、申請地を相続された譲

渡人から、遠方及び高齢で管理できないため譲渡したいとの申出を受け、申請地を太陽光発電事業用地として取得し転用することを計画されました。隣の〇〇は、6月定例会で審議していただきましたが、今回と同じ人が代表である関連会社が太陽光発電の転用許可を取られた場所です。なお、地域の同意は貰っておられますが、隣接する〇〇について、耕作者は同意されていますが、所有者からは何度か説明に伺ったけれども同意を貰えず、転用してもしっかり管理して責任をもつ旨の疎明書を付けておられます。こちらの所有者の方につきましては、事務局にもご連絡がありまして、体の具合が悪くて市役所に行けないから来てほしいということで一度お家に伺ったこともございます。そのときにお話しを聞きましたら、反対する理由というのは、ここは市街化調整区域なのですが、すぐ近くまで市街化区域になっております。所有者さんとしては〇〇と〇〇が近い将来、市街化区域になるであろうと、そうなったときに住宅地として分譲したいといった個人的なご希望を持っておられまして、そういった分譲をするときに隣に太陽光発電がびっしり並んでいると嫌われるのではないかと考えて反対しているとおっしゃっていました。必ずその通りになるといったことはありませんが、特に市街化区域を拡張するといった計画も、現在市の方であるわけではないですが、本人はそういったことになったらいいなという想いを持っておられて、反対しているとおっしゃっていました。中々、農業上の問題があるということであれば農業方面から不許可にすることは難しいというのが現実ではあります。

申請地は、農業振興地域の農用地外で、周りが宅地に囲まれております第2種農地に該当すると考えます。東播用水の決済金は発生しています。

この転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第32号議案の説明とさせていただきます。

会 長

同意書をもらうときに、農業上の問題がなければ、農業委員会では通さないわけにはいかないということはあるのですか。

事務局

そうですね。所有者さんは脚を悪くされていて車いすでしたので、耕作も人に頼んでいるし、耕作されている方は特に問題ないとおっしゃられていますので、反対しても仕方がないと言いながら自分のお話しをされました。

議 長

内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員

～意見なし～

議 長

意見がないようですので、採決いたします。

第32号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のと

	<p>おり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。</p> <p>続きまして、第 33 号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第 33 号議案を朗読～</p>
議 長	<p>この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員、報告をよろしく願いいたします。</p>
現地調査委員	<p>非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。</p> <p>第 33 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇の南東約 140m にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>同じく、番号 1 の〇〇は、〇〇の北東約 30m にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇から南約 200m にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>続きまして、番号 3 の〇〇は、〇〇の南西約 300m にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>続きまして、番号 4 の〇〇は、〇〇の南西約 370m にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>続きまして、番号 5 の〇〇は、〇〇の北約 350m にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>続きまして、番号 6 の〇〇は、〇〇の南約 180m にあり、現場はグラウンドでありました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。続きまして内容説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、資料 P9 に位置図、P10 に現況写真をつけております。</p> <p>上の写真の〇〇は平成 11 年頃から親族の駐車場として利用されていまして、下の〇〇は昭和 45 年頃からこうなっていたのではないかといいことですが、今回〇〇が耕作証明を取るにあたってこういう土地があることが分かったのですが、父や祖父の代にそういう風になっていたのも、詳しい経緯が分からないということで、ただ現況は宅地でしたので、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。</p>

番号2、資料P11に位置図、P12に現況写真をつけております。

申請地は、申請人の父が昭和51年頃に〇〇に農業倉庫を建てられましたが、今は〇〇という地番しかないということで、実際、父が建てられた倉庫は〇〇に建っているということです。相続されて地目が農地のままであることが分かり、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号3、資料P13に位置図、P14に現況写真をつけております。

申請地は、昭和44年頃に、前所有者が田の一部に住宅を建てて住んでおられましたが、申請人が相続され、地目が田のままであると知って、地目と現況を合わせるために、まずは分筆して宅地の部分を特定し、非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号4、資料P15に位置図、P16に現況写真をつけております。

申請地は、昭和49年頃に建てられた住宅と一体として利用されておられて、倉庫や庭の一部になっております。申請人が相続され、地目が田であると知って、地目と現況を合わせるために、非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号5、資料P4に位置図、P17に現況写真をつけております。

申請地は、昭和61年頃、塗装業をされていた申請人の父が、倉庫と従業員の駐車場を作られました。申請人が相続され、地目が田のままであると知って、地目と現況を合わせるために、非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号6、P18に位置図、P19に現況写真をつけております。

申請地は、昭和56年頃に、〇〇のグラウンドとして整備されましたが、地目が農地のままであるため、現況に合わせて地目を変更するために、〇〇から申請がありました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

これら6件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。

以上で、第33号議案の説明とさせていただきます。

議長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

会長 グラウンドは何かにする予定がありますか。

事務局 そのままグラウンドとして使っていくということで、今回地目を農地以

外のものにして市が買収する予定で話が進んでおります。

委員

このグラウンドは無断転用ではないのですか。

事務局

〇〇でしたら転用の許可は〇〇ですので、〇〇とか〇〇とか〇〇されていますが、〇〇がする場合は、今でしたら許可がある案件になるかと思えます。ただ、だいぶ古い話ですので、当時どういった経緯でこうなったのか、農業委員会では許可を取られたという記録がなかったので地目変更するために非農地の申請をしていただくことになりました。ただ除外地にはなっていますので何か手続きはあったのではないかなとは思っています。

会長

〇〇がしているということですね。

委員

ここだけではなく他にもあると聞いていますけどね。

委員

〇〇はいいと思いますが、農地の賃貸もできるのですか。ここは賃貸だと思えますが。

事務局

そうです。

委員

賃貸であれば、本来、所有者が転用して貸すのではないですか。

事務局

今でしたら所有者が転用して貸すか、借りる側が転用も含めて借りて工事するかですが、どちらにしても転用許可が要ると思えます。

会長

〇〇は山田錦に合った値段で賃貸料の交渉をしていた。山田錦の値段によって上がったり下がったりしていたらしいです。そういう借り方をして、それが段々分かってきたということではないですか。

委員

今回、今頃になって分かったということですか。

会長

合併した時点で分かっていたのではないのでしょうか。

委員

本来であれば、始末書を提出してもらわなければいけないのではないですか。

事務局

ただ、非農地証明というのは、20年以上非農地の状態になっていたということで、始末書までは求めています。

委員

無断転用であれば非農地証明からは除外されるのではないですか。

事務局

それは、無断転用として農業委員会が把握して指導をしている場合は、非農地といったことは認めないです。ずっと指導しているのに改善しない

というものは、20年経ったからといって非農地にはしませんが、農業委員会から何の原状回復の指導もしていない、本人側に悪意がなかった場合については、他の方も申請されていますが、免除といえますか規定があります。

会 長 転用したのが本人とは違うから、非農地で認めてほしいということだと思います。

委 員 やむを得ないとは思いますがね。

議 長 他に何かご意見ございませんか。

委 員 ○○の○○の関係もこれと同じで地目は農地だったと思いますが、どうなっていますか。

事務局 今言われている○○の○○の分は市街化区域ですので、農地転用の届出を以前に提出していただいております。

議 長 他に何かご意見ございませんか。

委 員 ○○でこのようなケースは、他にはないですね。

会 長 ないと思います。

委 員 ほとんど借りている場所ばかりと聞いています。

会 長 またあれば申請が出てくるかもしれません。

議 長 意見がないようですので、採決いたします。

第33号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて第33号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、第34号議案「青年等就農計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第34号議案を朗読～

議 長 続きまして、内容説明をお願いします。

この度、青年等就農計画の認定申請がありました。青年等就農計画ですが、就農者が作成した就農から5年目までの青年等就農計画を認定していくという制度です。対象になるのは、新たに農業経営を営もうとする青年等ということになっておりまして、これから農業をしていくという方が対象になってきます。通常の認定農業者につきましては、当然ある程度農地を持っている方というような話がありますが、青年等就農計画はこれから農業をされる方が対象ということで、年間農業所得200万円を目指すという計画を作成するとなっています。今回の計画の作成にあたりましては、加西農業改良普及センターからかなり支援をいただいております。どういった農薬を使っていくのか、いくらくらいの農薬を使うのかというようなことから、経営計画の作成支援をしておられます。併せてヒアリングも実施しまして、計画の達成見込みがあるだろうということでの今回の申請になります。

資料 P20 をご覧ください。〇〇の〇〇、現在〇〇です。就農地は〇〇になっていますが、基本的に農地は〇〇で集積をされています。農業経営の開始日は今年の3月1日となっています。新たに農業経営を開始されていまして、2月までは会社にお勤めでした。目標としている営農類型ですが、再考していただいた結果、水稻を作付けしていただくこととなっています。将来の農業経営の構想ですが、農業技術を向上させ、省力化を目指す機械を導入し、不耕起栽培や直播、疎植による省力化を図り、有機栽培を将来的に検討したいなというような想いを持っておられます。水稻を基盤として生産規模の拡大を目指すということです。年間農業所得については、5年後に200万円を目指すということです。現状（令和3年見込み）としましては、年間農業所得としてマイナス877千円、5年後の目標としましては、2,156千円ということで計画されています。年間労働時間につきましても、今年は800時間程度を想定されておられますが、5年後には1,280時間ということで、農地の拡大にあわせて増えていくといった計画になります。農業経営の規模に関する目標ですが、ヒノヒカリとあきだわらを作付けされていまして、それぞれ182aと177aです。それに対して5年後にヒノヒカリは182aのままですが、あきだわらは327aに増加させるという計画になっています。

資料 P21 をご覧ください。所有地はありませんが、借入地が〇〇で現在401aの土地を借りておられます。今後につきましては、〇〇が中心にはなるとは思いますが、周辺の地区も含めまして、610aまで増やしていきたいということです。生産方式に関する目標ですが、トラクター、田植機、コンバイン、ドローン、乾燥機、籾摺り機、農業用倉庫ということで、基本的に現状としましては、〇〇の義理のお父さんが農業をされておりまして、お父さんから一旦借りながら始めるという形になります。そこで、賃借となっております。そして5年後の目標としましては、トラクター、コンバイン、ドローンは新規導入していきたいということで考えておられます。

資料 P22 をご覧ください。経営管理に関する目標としましては、青色申告を実施するということ、PCを活用して情報処理をしながら経営を適

切に行っていきたいということです。農業従事の態様等に関する目標は、作業状況を見ながらですが、月に8日程度の休日は取れるような形にしていきたいということです。目標を達成するために必要な措置としましては、トラクター、コンバイン、ドローンを導入する中で、融資制度の活用を考えておられます。こちらの青年等就農計画の認定ができましたら、有利な形で融資を受けて経営を進めていきたいということです。農業経営の構成としましては、〇〇ご本人がおられまして、奥さんがいらっしゃいます。奥さんは他にも仕事をされていますので、繁忙期のみの手伝いになるかなということで計画されています。

資料 P23 をご覧ください。参考としましてですが、冒頭で有機農業を取り組んでいきたいと申しあげましたけれども、そちらは以前から関心を持っておられまして、2020年の12月に研修に行ったりしながら、色んなところで情報を聞きながら進めていきたいということで、意欲的に活動をされているということです。

資料 P27 をご覧ください。収支計画になっています。実際に、令和3年から令和7年、就農から5年目までに向けまして、経営規模をどういう風に増やしていくのかということが記載されています。あきだわらを177aから327aに増加させ、少しずつですが生産量も、田の収穫量が技術の向上に従って増加する計画になっています。普及センターと相談されまして、新規で入った場合こういった形になるだろうと、また、お義父さんの指導を受けながらの営農となりますので、すぐに生産量が増えていくだろうということです。実際にもう田植え等は今年されていて、田んぼを見に行きましたけれどもしっかりと育っているなどという印象です。次に農業経営費ですが、細かく普及センターと調整されまして、それを積み上げたものになっています。農薬が10aあたりどのくらいかかってくるのかといったことを積み上げた結果になります。

最後になりますが、資料 P28 をご覧ください。この度、〇〇ですが、区長さんから〇〇において約4町の農地を意欲的に耕作しているということ、また、現在作付けの状況を周辺の方と見られまして、新たに約1町の農地の貸付希望も出ているということで、令和4年産以降も耕作地の増が見込まれるということで意見をいただいております。3月時点では、今耕作されている土地の約1.2町分につきましては、耕作放棄地のような形になっていました。〇〇の農地を再生利用されて、農業を頑張っておられるということもございます。

市としましては、こういった形で意欲的に農業を開始いただいておりますので、是非認定をして支援していきたいと考えておりますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上で、青年等就農計画の説明とさせていただきます。

会 長

この件に関しまして、私も本人とお出会いして〇〇だけではそんなに農地はないと言いましたけれども、区長との話の中で1町ほどはあって、一応5~6町あるのではないかなということで、私も本人に〇〇だけかと

聞くと、違いますと、他の地区でも集団の農地があれば耕作しますと聞われました。本人が素直な方なので、嘘は言わないだろうという感じを受けました。認定をするのであれば早いほうが良いと思ひまして、今月の議題としましたが、本人も真面目で意欲があると思ひましたので、皆さんのご理解をいただきたいと思ひています。

議 長 何かご意見はございませんか。

委 員 今回計画されているのは米だけみたいですが、もち麦もされると聞いたのですが。

会 長 最初はもち麦もやると言われていましたが、もち麦は生産組合もあり、認定をしてからでないと、個人からは農協はもち麦を取ってくれませんので、認定を取らなければもち麦を作るということは確約できませんので、認定を米で取っていただきたい。それからもち麦は生産組合と相談してまた作られることになるかもしれませんが、今回の認定については、もち麦はなしでということですよ。

議 長 他にご意見ございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第 34 号議案「青年等就農計画に関する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 全員挙手にて第 34 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
続きまして、第 35 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第 35 号議案を朗読～

議 長 続きまして、内容説明をお願いします。

事務局 P8 の番号 1、2 は、使用貸借権の新規設定です。
番号 3 から 6 は、使用貸借権の更新です。
全体が、P7 の集計表にありますとおり、今回は貸借権が 0 件で、使用貸借権が 6 件、14 筆、合計 14,937 m²に利用権が設定され、8 月 31 日付けで公告される予定です。
以上で、第 35 号議案の説明とさせていただきます。

議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 35 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございます。全員挙手にて第 35 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして報告事項に入ります。報告第 13 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 13 号を朗読～
議 長	続きまして、内容説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P29 に位置図をつけております。 申請地を、分譲住宅用地にするための届出を受理しました。 番号 2、資料 P30 に位置図をつけております。 申請地を、住宅用地にするための届出を受理しました。 これらの届出については、添付書類等、完備していただきましたので、専決処理により、1 番は 8 月 6 日付け、2 番は 8 月 1 8 日付けで受理通知書を交付しました。 以上で、報告第 13 号の説明といたします。
議 長	内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。 続きまして、報告第 14 号「農地法施行規則第 5 3 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 14 号を朗読～
議 長	続きまして、内容説明をお願いします。
事務局	資料の最後のページに位置図をつけています。認定電気通信事業者から中継基地を設置したいという申請書が提出されました。この場合、転

用許可は不要となっています。農地法施行規則第53条第14号に、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路や空中線系（支持物を含む）、中継施設、これらの施設を設置するために必要な道路等の敷地を転用する場合は、許可が不要と規定されています。ただし、農地に設置される場合は、色々農業上の調整が必要となることがあるために、事前協議をしなければならないという通達が出ていますので、今回その事前協議の申請書を出されました。申請地は農業振興地域の農用地ですが、「農振計画上の支障はない」との意見を加東市からいただいています。

申請書の内容につきましては、添付書類を含め完備していましたので、8月16日付けで加東農林振興事務所へ事前協議の進達をしています。

以上、報告第14号の説明といたします。

議長 内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

続きまして、報告第15号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。

事務局 ～報告第15号を朗読～

議長 続きまして、内容説明をお願いします。

事務局 番号1、2とも、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は所有者が管理されます。

以上で、報告第15号のご説明といたします。

議長 内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。

事務局 事務局から2点ほど連絡をさせていただきます。

まず1点目ですが、7月末から8月初め頃にかけて、皆様に農地パトロールを回っていただきましたが、調査結果を机上にお配りしています。回っていただいた各担当の地域以外の班の分もまとめさせていただいています。P1～2につきましては1班で回っていただいた分、P3が2班、P4が3班、P5～6が4班、P7が5班、P8が6班となっています。今回調査させていただきました調査結果につきましては、表の右から3番目のところ「R3 調査結果」というところに、完了であるとか未着工であるとか工事中であるとか、調査していただいた結果を書いています。その状況によりまして、右側に送付様式と書いていますが、調査結果が完

了となっているところで、完了届が出ていない分につきましては、様式1ということで、P11以降に見本の様式をつけておりまして、既に完了していたところにつきましては、速やかに完了報告書を提出してくださいといったような文書をこの後送らせていただく予定にしています。未着工であるとか、工事中等のまだ途中であるところにつきましては、様式2ということで、P12になりますが、進捗状況の報告書と今後どういう計画で進むのかという実施計画書の提出をしてくださいというような文書をお送りさせていただきたく予定にしています。雑草が生えて、非農地とまではいきませんが草刈りをすればまた農地に戻るようなところにつきましては、様式3ということで、P13にあります、適正に草刈り等をして管理をしてくださいというような指導文書という形で、個々に内容は違ってきますが、そういったものをお送りさせていただきたく予定です。P14の様式4につきましては、今回該当はありませんが、実際転用の許可を取られたものと違うものをされているといった場合は、許可内容の通りに転用されていないということで、どうなっているのかと確認する文書を送らせていただくものです。班によっては山林化してしまっているとかで非農地の判定をしていただいたところがあったかと思いますが、その分につきましては、最後のP15の様式で、農地パトロールをさせていただきまして、農地としての再生は困難という判断をさせていただいたので、非農地証明願いの申請の手続きをしてくださいというような文書を送らせていただく予定としております。

パトロールの際に、班によっては当日車が入っていけないということで、後日事務局で確認をさせていただきたいとお話をしましたところが少しありまして、2班の皆様、3班の皆様につきましては、その後に事務局で確認をさせていただいたところの分について、調査結果と一緒に写真をお配りしています。2班の方で言いますと、P3の上から5段目の〇〇のところ、状況を確認させていただきまして、完了しており、駐車場として使っておられましたので、完了ということで様式1をまた送らせていただきます。3班の方ですが、P4の下から3段目のところ、〇〇の太陽光ですが、こちらも後日確認させていただいたところ、完了していましたので、先ほどと同じようにまた完了報告書を出していただくように依頼をさせていただきます。5班の方ですが、当日には現地を確認させていただいておりませんが、その後事務局で調査させていただきました結果、3筆ほど山林化してしまっているのではないかというところを発見いたしまして、P7の下から2段目の〇〇のところ、その下の〇〇の山林化してしまっているところの谷の続きになっていまして、見た感じ同じように山林化しているようなところかなと判断させていただきまして、こちらも追加で非農地の判定をさせていただいております。P9～10に班によっては該当がなかったところもありますが、納税猶予地の結果も全てまとめて載せています。またご確認いただければと思います。農地パトロールの調査結果につきましては以上になります。

2点目ですが、同じくお手元に「農地貸付等希望申出書」をお配りしています。こちらの〇〇の農地ですが、事務局に貸したいもしくは売りたい

いということでお話がありました。貸借でも売買でもどちらでも、していただけるような方があればご要望を出しておられるので、もし農地を探されている方であるとか、農業したいという方にお心当たりがありましたらまたお声かけいただきまして、事務局までご連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

議 長 何かご質問等はございませんか。

委 員 様式はもう発送されたのですか。

事務局 様式は来週にはご準備させていただいて、それぞれ所有者さんであるとか事業者さんに送付させていただく予定にしております。

議 長 他にご意見ございませんか。

各委員 ~質問なし~

議 長 長時間、慎重審議いただきまして、ありがとうございました。
これをもちまして、令和3年度第6回総会8月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 中山 喜作

議事録署名委員 臼井 正